

第1回 瑞穂市男女共同参画推進審議会

日時 平成20年12月19日(金)

午後1時30分~

場所 瑞穂市役所 議員会議室

出席者(会長) 宮坂 果麻理 (副会長) 山本 恵子

伊藤 一弘、今木 啓一郎、植田 作治、宇野 あきゑ、大野 和代、
小倉 妙子、小森 由美、清水 友博、下條 晋、庄田 昭人、相浦 良子、
豊田 喜代子、廣瀬 勝利 以上15名

欠席者 無

事務局 4名

傍聴者 1名

1. 委嘱状交付
2. 市長あいさつ
3. 男女共同参画推進審議会設置の趣旨説明
附属機関設置条例説明・審議会委員の任期(2年)説明
審議会のスケジュール説明・国県の動向説明
アンケートの実施と市民の意見募集等の説明
4. 委員の自己紹介
5. 会長・副会長の互選について
男女共同参画ということから女性の方が良いのではないかというような意見。
会長・・・宮坂 果麻理
副会長・・・山本 恵子
に決定しました。
6. 議題

I 男女共同参画社会の形成の状況について

資料1・・・男女共同参画社会の形成に向けた変遷

○国際婦人年国際会議や国連婦人10年世界会議等の発足や国内行動計画等の国の動向について

資料2・・・男女共同参画社会の形成の状況について

○内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査結果等」

資料3・・・国の男女共同参画社会基本法 計画の(抜粋)説明

資料4・・・施策の基本的方向

○下記の男女共同参画基本計画(第2次)のポイント

資料5・・・男女共同参画社会について

○岐阜県環境生活部で作成された資料

以上の資料によって状況を説明

II 男女共同参画基本法・計画（第2次）のポイント10項目の説明

- ①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ②女性のチャレンジ支援
- ③男女雇用機会均等の推進
- ④仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し
- ⑤新たな分野への取組
- ⑥男女の性差に応じた的確な医療の推進
- ⑦男性にとっての男女共同参画社会
- ⑧男女平等を推進する教育・学習の充実
- ⑨女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑩あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し男女共同参画社会の実現を目指す

III 基本計画重要項目（12項目）の説明

- ①施策の基本的方向と具体的施策
地方公共団体等における取組の支援、協力要請等
- ②男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革
国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
- ③雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保等の男女雇用均等の更なる推進や母性健康管理対策の推進等
- ④活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
活力ある農山漁村の実現に向けた参画の確立によるあらゆる場における意識と行動の変革や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大など女性が住みやすく活動しやすい環境づくり。
- ⑤男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
仕事と家庭の両立支援と意識啓発や制度の定着・促進・充実
家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進
- ⑥高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
高齢者の社会参画に対する支援
障害者の自立した生活の支援
- ⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶
女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- ⑧生涯を通じた女性の健康支援

生涯を通じた女性の健康支援のための保持増進や妊娠・出産等に関する健康支援等

⑨メディアにおける男女共同参画の推進

国・行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

⑩男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育や初等中等などの教育の充実・教育関係者の意識啓発等

⑪地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

⑫新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

科学技術の女性研究者・技術者の採用・登用や地域おこし・男女共同参画を取り入れた防災体制の確立・環境への参画等

IV瑞穂市男女共同参画に関する市民アンケートについて

会 長：事務局より市民アンケートの説明をお願いします。

事務局：各設問の主旨を説明

会 長：只今の説明でご意見等ありましたらお願いします。

A 委員：このアンケートは変更が可能でしょうか？

事務局：可能です。

「あなたご自身のことについておたずねします」の質問内容審議について

【内容全般】の審議について

A 委員：内容で○がつけられない個所があると思います。また選択する中で「3つお答え下さい」という部分がありますがどうしてですか？

事務局：本来一番主なもの一つに○となると思いますが、色々な意見があると思いますので2つ、3つの選択ができる設問もあります。また、回収率について他のアンケート回収状況を見ますと回収数が半分位ですので回答の選択数を増やすことにより、できるだけ回答していただけるようにとの考えもあります。設問の内容については、昨年岐阜県にてアンケートを実施していますので、瑞穂市のアンケート結果と比較検討したほうが良いのではという考えから県のアンケート内容を参考としている設問もあります。そのため、設問中約10項目程度が県アンケートと整合性をとっております。5年後位を目途に基本的な設問を残しつつ再度アンケートを実施したいとも考えています。

時間の許す限り皆様のご意見をお聞きしたいと思っていますのでよろしくをお願いします。

B 委員：県と連動している10項目を教えてください。

事務局：最初のC・D・E・F・G

設問中ですと問1は市で一部追加しています。問3・問4は同じです。続きまして問5・問6・問7・問11・問17は同じです。問18については、一部市にて追加していますが殆ど変更はありません。問19は同じです。問21については、一部市で追加しています。

【B あなたの年齢は？・C あなたの居住地はどちらですか？・D あなたの職業をお答えください・E あなたの配偶者の有無についておたずねします。】の審議について

A 委員：[B あなたの年齢は] のところで 75 歳以上の方は対象外ですか。それと「C 居住地」は必ずしも瑞穂市の方だけとは限らないのではないのでしょうか。

B 委員：住民票が瑞穂市にあって単身で他市に住んでいる方もいると思いますが、アンケート用紙は送付されるのですか。

事務局：無作為で抽出になるので、今言われた様な方もおみえになると思います。

B 委員：無作為で抽出し、個人を指定して送付するということでしょうか。

事務局：はい

A 委員：記入する場所がないと困るので、「その他」という記入欄が欲しいですが。それと「D あなたの職業をお答えください」の所で「自営業者・家族従業員」の意味が不明です。

事務局：それでは1問ずつ進めますが、先程の「年齢」の所ですが、市役所内部で年齢についても検討した結果、75歳以下となりました。

D 委員：アンケートを送付した時に76歳以上の方が書かれる場所がないので、最初送付する時に対象外とされるのかどうかお聞きしたいのですが。

事務局：抽出する段階で対象外にと考えていますが、変更はできます。

C 委員：県の対象年齢はどうなっているのですか？

事務局：県は69歳迄です。送付先予定者は、住民基本台帳に登録されている方を予定しています。年齢についてですが、昔の男女共同参画の考え方は子育てが中心という考え方でしたが、現在は介護に対しての男女共同参画もあり、職員内で議論し69歳から75歳に上げました。

各委員：無作為抽出という事ですが、年齢については確認を行いながらということですか。

事務局：はい、そうです。「C 居住地」ですが住民基本台帳で抽出するという事で、お願いしたいと思います。「D あなたの職業」の中の「自営業者」は自分で経営しているという方ですが、「家族従業員」は経営者の妻・子といった方になると思います。

E 委員：「自営業者」の部分で法人形式になっている方の中には、自分は雇用者という意識があるかどうか。そういった混乱はないのでしょうか。各自で判断してくださいでもよろしいのでしょうか。

A 委員：家族従業員の下に注釈を書いてはどうか。この文字だけでは私は理解できませんでした。他の方はどうでしょうか。次に「E 配偶者の有無」の部分で「配偶者と離別・死別」があえて必要あるのでしょうか。

C 委員：県のアンケートはどうでしたか。

事務局：同じです。

D 委員：「配偶者有・無」だけでも良いのではないのでしょうか。それによって影響する部分は無いのではないのでしょうか。

事務局：集計結果に影響するかどうかは検討します。

【H あなたの最年少のお子さんはこの中でどれにあたりますか？】の審議について

A 委員：回答欄の部分で「妊娠中」というのを入れていただきたいと思います。

D 委員：大人の方に尋ねているのですから無くても良いのではないのでしょうか。

A 委員：「6 学校を卒業した」ですが必要ですか。

E 委員：対象が 60 歳の方もみえるのですから当然お子さんは卒業されている。自分のお子さんについて聞いているのですから入れる必要はあると思います。

事務局：卒業されていますが働いていない方も可能性がありますから、「6 学校は卒業した（中途退学も含む）」になっています。

A 委員：意味は分かりますが言葉が不適切かと思いましたが。それと「子どもがいない」を記入欄の最初をお願いします。

事務局：「学校は卒業した（中途退学も含む）」の表現についても検討します。

男女の役割意識についておたずねします。の審議について

【問 1 「男は仕事、女は家庭」に代表されるように、性別によって男女の役割をきめるような考え方について、あなたはどう思いますか。】の審議について

A 委員：それでは設問の問いに入りますが、案として、最初の「男女の役割意識について～」ですが「男女の役割分担について～」のほうが良いのではないのでしょうか。次に問 1 の設問で「～性別によって男女の役割を決めるような考え方」で「決めるような」は非常にアバウトな表現ですので、「性別によって男女の役割を決める考え方」に修正してください。次に回答欄の「男は仕事、女は家庭がよい」ではなく「男は仕事、女は家庭（専業主婦）が望ましい」で「2. ～家事・育児・介護は女性の役割である」ではなく「2. ～家事・育児・介護は女性がしたほうがよい」。次も同様です。「4. ～仕事をし家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい」ではなく「4. ～仕事をするが家事・育児・介護の役割も分担するのが望ましい」に修正し、「5. 女性は仕事、男は家庭でもよい」は最初と同じ表現になります。このような案ではどうでしょうか。

D 委員：「望ましい」という表現は柔らかくなるので現在の「～がよい」のほうが良いのではないかと思います。

会 長：他にご意見はありますか。

F 委員：「5 女性は仕事、男は家庭でもよい」の表現は男性側からみた表現になっていますので、「～がよい」のほうが良いのではないのでしょうか。

会 長：それでは、問 1 の回答欄「男は仕事、女は家庭がよい・女は仕事、男は家庭がよい」にし、それ以外については先程意見のあった内容でよろしいですか。

H 委員：皆さん出された意見に対して良いか悪いかの意見を聞き進めたほうが早いのではないのでしょうか。

会 長：分かりました。

I 委員：最初の設問中の「～性別によって男女の役割を決める考え方」の表現については「決めるという考え方」のほうが良いのではないのでしょうか。

会 長：問 1 の設問は「～性別によって男女の役割を決めるという考え方」ということでよろしいです

か。

【問3 この問は、配偶者のある方におたずねします。それ以外の世帯の方は、問4へお進みください。

あなたの家庭では、次の家事を主に誰が分担していますか。】の審議について

A 委員：問3の設問中「～次の家事を主に誰が分担していますか。」について主にとっていますので「分担」という言い方はおかしいと思います。

事務局：修正します。

A 委員：回答欄の「家計の管理」という意味がよく分かりません。

各委員：家計のやりくりという意味でしょう。財産管理という意味では無いでしょうか。

E 委員：お金の管理という事ですから理解できると思います。

C 委員：問3の「G その他」はどう言った意味ですか。

事務局：A～F以外の家事という意味でしたが、今見直しますと説明不足だと思います。

D 委員：「その他」は何かあるのでしょうか。影響が無ければ消されてはどうか。

B 委員：主にと書いてあるので回答欄に「家族全員」とあるのはおかしくないでしょうか。それとこの設問は男女の家事等分担を聞きたいのに子どもの男女別が無いのはどうかと思います。独身の方は親というケースもあるがその場合はどの欄になるのか。

F 委員：これは配偶者の有る方に回答を記入してもらう欄ですので良いかと思いますが。

B 委員：男女の分担を聞いている設問ですので「その他の人」や「子ども」だけでは男女の分けが出来ないのではないのでしょうか。

C 委員：男女共同参画審議の資料に使用することから男女は聞くべきではないでしょうか。

D 委員：配偶者の有る方に聞くという設問の意味から、夫か妻かを中心に聞きたい設問でないかと思えます。

B 委員：記入して頂いた回答が意味あるものになるかどうかの問題であると思います。それであれば夫妻以外は「その他の人」で良いと思いますし、子どもまで聞くのであれば子供の男女別まで聞くべきだと思います。

会 長：色々ご意見がでましたが他にどうでしょうか。

各委員：全て公平に家事をやっている家庭もあると思いますが、その場合はどこに○を付けたら良いのですか。

事務局：家族で分担しているということで「家族全員」の記入欄になると思います。

B 委員：男女共同参画を考えるとかなり重要な質問になると思います。

I 委員：「夫妻・夫・妻・子の夫」等の4項目位だけで良いのではないのでしょうか。

会 長：今意見が出たものを参考に事務局のほうで検討し、回答される方が迷わず回答できるように考えていただきたいと思います。途中ですが本日の審議会終了予定時間が過ぎますので各委員さんの予定はよろしいでしょうか。

E 委員：何かあれば事務局へ後日直接意見を言ってもらおうということでしょうか。

C 委員：1月中に発送を予定されているので、このまま審議を継続した方が良いのではないですか。

会 長：それでは30分延長しますのでよろしく申し上げます。

【問4 今後、男性が女性とともに、家事、子育て、介護、地域での活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。】の審議について

A 委員：問4「男性自身の抵抗感をなくすこと」の「抵抗感」ですが、「固定概念」のほうが良いのではないかと思います。

各委員：「抵抗感」のほうが分かりやすいのではないのでしょうか。

会 長：他に意見はありますか？それでは変更なしで良いかと思います。

【問7 次にあげるAからGまでの言葉を、あなたはどの程度ご存知ですか。】の審議について

A 委員：問7「G ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）」ですが「(社会的・文化的につくられた性差)が正しいのではないのでしょうか。

会 長：県の資料で「社会的性別」と書かれているので使われていると思います。

事務局：確認をします。

会 長：他にございますか。

【問15 家庭内で起こる暴力、特に配偶者や恋人といった身近な人からの暴力、「ドメスティック・バイオレンス」が社会問題となっていますが、あなたは身近で見聞きしたことがありますか。】

問16 問15で1又は2に○をつけた方にお聞きします。そのとき、あなたはどこに（誰に）相談されましたか。

問17 問16で「どこにも相談しなかった」に○をつけた方におたずねします。相談しなかったのは、なぜですか。】の審議について

B 委員：問15の回答欄に「2相談を受けたことがある」場合、問16へ行き「10どこにも相談しなかった」で、問17へ行くわけですが、問17は自分が被害にあった場合の回答がほとんどで相談を受けた側の立場での記入があまりないのではないのでしょうか。例えば相談を受けた側の人はどこにも相談しなかった場合で「我慢さえすればこのままやっていけると思った」の記入する番号が無いのではないのでしょうか。その場合は「その他」になるのでしょうか。

G 委員：問15を「自分」ではなく「自身・当人」にした場合はどれかに当てはまりませんか。

事務局：分かりやすい表現になるよう検討します。

会 長：他にご意見はありますか。

各委員：特にありません。

事務局：有難うございました。各委員さんの意見を参考にして修正・検討したいと思います。他に意見等あれば今年中に事務局へ連絡いただければ検討したいと思います。

IVその他

C 委員：私は男女共同参画ということで、議会からも女性議員が入ると思っていましたが、入っていない

い理由をお聞きしたいと思います。

事務局：議会については、議会で決めたものですから分かりかねます。審議会としては、女性が3割以上を目標としています。男女共同参画審議会は、他市の状況ですと非常に女性が多いとは思いますが、この審議会委員を決める時には女性ばかりの委員ではなく、男女が半々位の数で、更に色々な年代層の方に参加していただきたいという考えで検討しました。

E 委員：アンケートをお願いした方に謝礼は考えておられますか。

事務局：他にも色々なアンケートがあると思いますが、市民の皆様に積極的・自発的に参加していただける形が今後の行政に必要かと考えています。また税金を使うということで謝礼は考えていませんのでよろしくお願いします。

A 委員：男女共同参画については、公共が一番進んでいるのではないかと考えています。瑞穂市職員のアンケートを実施してはどうでしょうか。

事務局：このアンケートを作成する段階でも職員の意見が多く反映されています。職員のアンケート調査については考えます。

※ アンケート調査内容については、再度検討及び修正し別添のとおりとしました。